

内閣参質二〇五第二九号

令和三年十月十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員古賀之士君提出預金保険機構及び整理回収機構の保有する株式を発行する株式会社への株式公開買い付けに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員古賀之士君提出預金保険機構及び整理回収機構の保有する株式を発行する株式会社への株式公開買い付けに関する質問に対する答弁書

預金保険機構及び株式会社整理回収機構が保有する株式のうち、公的資本増強を行った金融機関等の株式の処分については、「公的資金（優先株式等）の処分の考え方について」（平成十七年十月二十八日金融庁公表）に基づき、株主である預金保険機構及び株式会社整理回収機構において、国民負担を回避する等の観点から、適切に対応するものと承知している。